

9月9日は救急の日

担当課 救急指令課 (☎66・2039)

毎年9月9日は「救急の日」です。この日を含む1週間（令和6年は9月8日(日)～14日(土)）は「救急医療週間」として、救急医療の現状などをお知らせしています。

中津川市の救急出動状況
出動件数、軽症者率とともに
増加



令和5年中の中津川市消防本部の救急出動件数、医療機関への搬送の状況を見ると、入院を要しない軽症者は約1430人で全体の42・5%（前年比5・5%増）でした。（表1）

緊急性の高い救急要請が増えると、最寄りの救急車が駆けつけられることができず、遠くの署から出動する割合が高くなり、今まさに緊急搬

表1

区 分	R4	R5
救急出動件数	3,477件	3,643件
1日平均	9.5件	10件
医療機関への搬送者数	3,127人	3,360人
軽症者率	37.0%	42.5%

送を必要とする方が命の危険にさらされることとなります。このためにも救急車の適正な利用にご協力ください。

救急安心センター事業
(#7119)



令和5年10月1日から、救急電話相談窓口「救急安心センターぎふ（#7119）」が岐阜県全域で運用開始されました。急な病気やけがをしたとき、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきかなど、判断に迷ったとき、携帯電話、プッシュ回線からは「#7119」、ダイヤル回線、IP電話からは「058・265・0009」に電話をすると、看護師などの専門相談員から24時間、救急相談や病院案内についてアドバイスを受けることができます。

※緊急性がある場合は、迷わず119番通報してください。

1人ひとりの大切な命を救うためにも、救急車の適正な利用をお願いします。

令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）のお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度定額減税（所得税3万円・個人住民税1万円）で、減税しきれないと見込まれる所得水準の方に対して、所得税と個人住民税の定額減税不足額を支給します。

問 社会福祉課（☎内線446・447）

■調整給付の対象者

- ① 令和6年1月1日時点において、中津川市に住民登録があること。
- ② 基準日（令和6年6月3日）時点の個人住民税課税情報に基づいて算出した定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額か令和6年度分個人住民税所得割額を上回っていること。

※前年の合計所得金額が1805万円を超える方は対象となりません。

■申請方法

対象となる方には、9月上旬頃から順次「確認書」を郵送しますので、必要事項を記入し、添付書類を同封のうえ返送ください。

■提出期限 10月31日(木)必着

■注意事項

申告の誤りなどにより、計算された給付金に誤差が生じる場合は、令和7年度に不足給付金として追加給付される場合があります。

給付額の算出

【所得税】

令和6年分
推計所得税額
(減税前) 3万円×(本人+扶養親族数) - 所得税控除不足額①
①<0の場合は0

【住民税所得割】

令和6年度
住民税所得割額
(減税前) 1万円×(本人+扶養親族数) - 住民税控除不足額②
②<0の場合は0

所得税控除不足額①+住民税控除不足額②=調整給付額③

調整給付額③を1万円単位で切り上げた額で給付します。